

薬生食監発0528第1号

令和3年5月28日

各 検 疫 所 長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課長

(公 印 省 略)

スペインから輸入されるめん羊肉等の取扱いについて

標記については、「スペインから輸入されるめん羊肉等の取扱いについて」(令和2年1月15日付け薬生食監発0115第5号)により取り扱っているところです。

今般、検疫所において、CARNICAS COVIHER S.L. (施設番号 10.14959/SE) 及び CARNICAS COVIHER S.L. (施設番号 10.025341/MA) から輸出された貨物(山羊肉)を検査したところ、輸入条件である脊髄の除去が不十分であることが確認されました。

現在、スペイン側に詳細な調査を要請しているところであり、別途通知するまでは、当該施設で処理された貨物の届出があった場合には、輸入手続を保留の上、生活衛生・食品安全企画課検疫所業務管理室を通じ当課まで連絡するようお願いいたします。

また、別途指示するまでの間、スペイン産めん羊及び山羊の肉及び臓器の輸入届出がなされた場合には、輸入の都度、現場検査を実施するようお願いいたします。